第113期定時株主総会
招集ご通知

あきぎん

日　時　　平成28年６月28日（火曜日）
午前10時

場　所　　秋田市山王三丁目２番１号
当行本店10階大会議室

株式会社　**秋 田 銀 行**

目次

第113期定時株主総会招集ご通知…… 1
(添付書類)
事業報告…… 3
計算書類…… 34
連結計算書類…… 37
監査報告書…… 39
(株主総会参考書類)
第１号議案　剰余金の処分の件…… 42
第２号議案　取締役11名選任の件…… 43
第３号議案　監査役４名選任の件…… 49
インターネット等による議決権行使のご案内… 52
株主総会会場ご案内略図

証券コード 8343
平成28年６月６日

株 主 各 位

秋田市山王三丁目２番１号
株式会社 **秋 田 銀 行**
取締役頭取 湊　屋　隆　夫

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当行第113期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月27日（月曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１　日　　時　平成28年６月28日（火曜日）　午前10時
２　場　　所　秋田市山王三丁目２番１号
当行本店10階大会議室（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

３　株主総会の目的事項

報告事項　１　第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
２　第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　監査役４名選任の件

4　議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

（以　上）

□　**お願い**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主１名に限るとさせていただきます。）

□　**お知らせ**

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、株主資本等変動計算書、個別注記表、連結株主資本等変動計算書および連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

当行ホームページ（http://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki_soukai.htm）

添　付　書　類

第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告

1　当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

a　当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

(a) 当行の主要な事業内容

本店営業部のほか支店95か店、出張所１か店、計97か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

(b) 金融経済環境

○国内経済環境

当期の前半は、堅調な企業業績を背景に雇用環境は良好に推移し、個人消費には底堅さがみられました。住宅投資も持ち直しの動きが続き、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、中国をはじめとする新興国経済の減速により輸出や生産は弱含みであり、所得環境も賃金の伸びは限定的でした。年明け以降の円高・株安への反転が契機となって、設備投資や消費マインドは悪化し、急激に景気の先行き不透明感が強まりました。

○県内経済環境

県内経済は、個人消費が底堅く推移したものの、企業の生産活動には弱さがみられ、景気は足踏み状態が続きました。産業別の動向では、主力の電子部品・デバイスは、新興国向けスマートフォン関連需要の鈍化により弱含みとなったほか、機械金属、木材関連も弱い動きが続きました。需要面では、公共工事が減少傾向で推移したほか、住宅着工も低調な動きとなりました。商況については、自動車販売が軽自動車を中心に落ち込んだものの、大型小売店販売は堅調に推移し、総じて底堅い動きとなりました。

○金融環境

金融面では、長期金利の指標である新発10年物国債利回りが、年度前半は概ね0.5%で推移していたものの、平成28年１月の日本銀行による「マイナス金利政策」導入後は、△0.1%の水準まで低下しました。日経平均株価は、年度前半は20,000円を回復する場面も見られましたが、年度末にかけて世界経済の先行き懸念が台頭し17,000円近傍での推移となりました。為替相場においても、米国の金融緩和策縮小が意識されて一時1㌦＝125円台まで円が下落する場面もありましたが、年度末にかけては安全資産として円が買われ、1㌦＝112円近辺まで上昇しました。

(c) 事業の経過および成果

以上のような経営環境のもと、当行は平成25年度からスタートした中期経営計画「あきぎん＜しんか[3]（キューブ）＞プロジェクト」の最終年度として、次のような各種施策に取り組んでまいりました。

○地域産業育成支援

アグリビジネス分野におきましては、「アグリビジネス推進室」を地域サポート部内に設置し県内農業の発展に積極的に取り組むとともに、「アグリビジネス研究会」を運営し、会員企業の経営支援を行っております。また、平成28年２月には秋田県内初の事例として、東北６次化産業サポートファンドによる県内企業への投資を実施いたしました。

再生可能エネルギー分野におきましては、秋田県内における送電網の整備・貸与を主たる事業として設立された秋田送電株式会社に出資しているほか、秋田県内事業者に対する案件組成支援、融資支援等に取り組んでおります。

成長産業として注目されている航空機産業におきましては、平成27年11月に秋田県および潟上市との共催により「航空機産業セミナー」を開催するなど、金融機関と県、市町村が一体となって航空機産業参入に向けて取り組んでおります。

医療・福祉関連分野におきましては、複数の医療コンサルタントと業務提携し、各種サポート体制を充実させており、その一環として、地元医療・介護事業者の皆さまを対象として「〈あきぎん〉医療・介護経営セミナー」を平成25年度から毎年開催しております。

当行の子会社として、地域活性化支援や経営コンサルティングを主な業務内容とする「株式会社あきぎんリサーチ＆コンサルティング」を平成27年６月に設立しております。当行各部署と連携のうえ、県内自治体の地方版総合戦略策定支援のほか、業務提携アドバイザーによる「製造業に対する工程や生産効率の改善支援」、「創業・ベンチャー支援」、「海外取引支援」、「事業承継・M＆A支援」等において専門性の高いコンサルティングサービスを提供しております。

○海外進出支援

台湾および中国・東南アジア市場への展開を目指す県内企業の皆さまを対象として平成27年11月に「台湾企業との個別商談会＆交流会 in 秋田」を開催いたしました。また、海外進出コンサルティングサービスを提供する株式会社フォーバルと提携し、東南アジア地域への進出を検討されている県内企業の皆さまに対し、進出前の検討段階から進出後の運営に至るまで、一貫したサービスを提供しております。

○商品・サービス

地域活性化を目的とした購入型クラウドファンディングサービス「FAN AKITA（ファンあきた)」を平成27年８月に開設いたしました。地元新聞社、地方銀行およびクラウドファンディング事業会社の３社連携による本サービスは、国内初の取組みであります。

お客さまの利便性向上および急速に進展するスマートフォンなどのＷＥＢ環境へ対応することを目的に、非対面チャネルにおけるサービス・機能の充実をはかっております。「<あきぎん>スマートネクスト」のご契約までの手続きをＷＥＢのみで完結可能としたほか、県内金融機関では初となるスマートフォン専用「口座開設アプリ」の取扱いを平成28年１月に開始いたしました。

○人材活用・組織

平成27年６月に「法人企画室」を営業統括部内に新設し、融資商品の開発や法人向けソリューションサービスの導入等を行っております。

人材活用におきましては、女性の活躍推進に関する５か年計画として平成27年４月に「<あきぎん>女性“活き生き”応援プログラム」を策定し、「管理職登用につながるキャリアアップ支援」や「女性の継続就労支援」、「意識・風土の変革」に取り組んでおります。

○社会貢献活動・ＣＳＲ活動

平成27年2月に「あきぎんエイジフレンドリーバンク宣言 －長活きする秋田へ－」を制定し、年齢を重ねても活き活きと元気に活躍する「長活(ながい)き」をコンセプトに様々な施策に取り組んでおります。高齢者の皆さまがお互いに「学びあう」コミュニケーションの場の提供を目的として、平成28年4月に「あきぎん長活き学校」を開校させたほか、当行行員が高齢者や障がいのあるお客さまをサポートする「ユニバーサルマナー資格」の取得や、認知症の方に対する適切な対応を習得する「認知症サポーター」の資格取得、電子記帳台の導入や卓上型対話支援システム「コミューン」の設置等を進めております。

また、本県の人口減少や少子高齢化の諸問題を解決することを目的に「秋田プラチナタウン研究会」を運営しております。当研究会では、地域資源を活用したヘルスケア産業の創出、アクティブエイジングに向けたまちづくりの展開、民間主導による地域包括ケアシステムの確立を柱とした秋田プラチナタウン構想を策定してまいります。

このほか、地域の文化活動の振興へ貢献することを目的として、秋田市大森山動物園のネーミングライツ（命名権）を取得しており、平成28年３月に「大森山動物園～あきぎんオモリンの森～」が誕生しております。

○店　舗

店舗関連では、平成27年８月に外観を「花火の街・大曲」にマッチするデザインとした大曲駅前支店を新築移転いたしました。

平成27年10月には、仙台市内に３か店目となる「仙台泉中央支店」を開設いたしました。新店舗は、個人のお客さまを対象とした店舗として、より便利にご利用いただけますよう、平日は10時から18時まで、土曜・日曜日も10時から17時まで営業いたしております。

(d) 主要勘定の状況

○**総 預 金**

個人および法人からの預金が増加したことにより、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比100億円増加し、２兆5,707億円となりました。

期中平均残高は、前期比481億円増加し、２兆5,535億円（譲渡性預金を含む。）となりました。

○**預り資産**

預り資産の残高は、生命保険契約残高が増加したことにより、前期末比71億円増加し、2,368億円となりました。

○**貸 出 金**

事業先、個人および地方公共団体向け貸出金が増加したことにより、貸出金の期末残高は前期末比540億円増加し、１兆6,032億円となりました。

期中平均残高は、前期比475億円増加し、１兆5,422億円となりました。

○**有価証券**

期末残高は、前期末比116億円増加し、１兆392億円となりました。

期中平均残高は、前期比60億円増加し、１兆35億円となりました。

○**損　　益**

経常収益は、国債等債券売却益の増加により、前期比83億2,800万円増加し、510億7,900万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損の増加により、100億6,200万円増加し、417億9,900万円となりました。

この結果、経常利益は17億3,300万円減益の92億8,000万円となりました。当期純利益は２億9,000万円減益の64億1,600万円となりました。

○**資本政策**

資本政策におきましては、株主の皆さまへの利益還元をはかるため、平成27年８月から10月にかけて、287万6,000株（取得価額942百万円）の自己株式を取得し、12月には300万株の消却を実施いたしました。

b　対処すべき課題

当行を取り巻く環境は、少子高齢化の進展やマイナス金利政策の導入などにより、さらに厳しさを増すものと予想されることから、これまで以上に地域を支える企業や産業を支援することにより、地域経済の活性化や強固な経営基盤の構築に取り組まなければならないと認識しております。

そのため、当行は10年後の目指す姿を「地域経済の質を高めるとともに、住みよい地域社会を創造し、成長し続ける銀行」として、中期経営計画「≪あきぎん≫みらいプロジェクト」を策定し、以下の３つの基本戦略を掲げました。

(a) 地域活性化戦略

地域企業のライフステージに応じたソリューションの提供、成長分野や地域産業全体の競争力強化に向けた取組みにより、地域経済の活性化を実現してまいります。また、地域高齢化への対応として、「あきぎんエイジフレンドリーバンク宣言 －長活きする秋田へ－」にもとづく事業の展開により、地域の活力を創造してまいります。

(b) 営業基盤拡大戦略

お客さまの多様なニーズに対応し付加価値の高い金融サービスを提供することにより、中小企業向け貸出、個人ローンの増加に取組みます。

営業店・本部業務の改革を進め、事務部門から営業部門へ人員をシフトし、法人およびリテール業務を強化いたします。

(c) 人材・組織強化戦略

地域活性化および営業基盤拡大に向けて、お客さまや地域の多様なニーズに応えうる専門性の高い人材を育成し、各担当者のコンサルティング能力や目利き力を発揮できる態勢を構築いたします。

当行は、これらの基本戦略を実行し、着実に成果につなげてまいります。今後とも地域社会・経済の発展に貢献し、経営理念である「地域共栄」の実現に向けて、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、皆さまの一層のご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預金	22,734	23,634	24,397	24,255
定期性預金	10,526	10,793	11,305	10,843
その他	12,207	12,841	13,091	13,411
貸出金	14,376	14,963	15,492	16,032
個人向け	3,344	3,442	3,510	3,580
中小企業向け	4,641	4,656	4,811	4,911
その他	6,390	6,864	7,170	7,540
商品有価証券	0	0	0	3
有価証券	8,733	10,010	10,276	10,392
国債	3,302	4,032	3,881	3,566
その他	5,430	5,977	6,395	6,825
総資産	25,940	27,645	28,738	29,857
内国為替取扱高	122,276	124,160	131,265	129,550
外国為替取扱高	百万ドル 1,552	百万ドル 1,314	百万ドル 1,122	百万ドル 953
経常利益	百万円 6,118	百万円 8,865	百万円 11,013	百万円 9,280
当期純利益	百万円 3,429	百万円 6,186	百万円 6,706	百万円 6,416
1株当たり当期純利益	円銭 18.14	円銭 32.91	円銭 36.14	円銭 34.94

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,398人	1,409人
平均年齢	38年 8月	38年 7月
平均勤続年数	16年 3月	16年 2月
平均給与月額	389千円	380千円

(注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く平成28年３月中（前年度は平成27年３月中）の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
		うち出張所		うち出張所
秋田県	81店	(1)	82店	(1)
北海道	2	(—)	2	(—)
青森県	3	(—)	3	(—)
岩手県	1	(—)	1	(—)
宮城県	3	(—)	2	(—)
福島県	5	(—)	5	(—)
新潟県	1	(—)	1	(—)
東京都	1	(—)	1	(—)
合計	97	(1)	97	(1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を174か所（前年度末176か所）設置しております。
また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を77か所および株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を175か所それぞれ設置しております。

ロ　当年度新設営業所

営業所名	所在地
仙台泉中央支店	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目23番地の５

(注) 上記のほか、大住支店（秋田市）を牛島支店（秋田市）に統合いたしました。
なお、店舗外現金自動設備については、牛島支店大住出張所の１か所を新設するとともに、大久保支店潟上市昭和庁舎出張所、大曲支店セイコーインスツル出張所、大町支店大町五丁目出張所の３か所を廃止いたしました。

ハ　銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,358

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
店舗の新築・改修、設備更新	429
ソフトウェアの導入・更新	264
事務機器等の新設・更新	551
現金自動受払機の更新	105

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
㈱あきぎんリサーチ&コンサルティング	秋田市山王三丁目2番1号	コンサルティング業務	平成27年 6月26日	75百万円	100.00%	
㈱秋田保証サービス	秋田市旭北錦町1番42号	保　証　業　務	昭和54年 10月3日	420	98.04	
㈱秋田グランドリース	秋田市大町二丁目4番44号	リ　ー　ス　業　務	昭和50年 5月29日	50	5.00	
㈱秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号	カ　ー　ド　業　務	昭和61年 4月2日	50	5.00	
㈱秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号	カ　ー　ド　業　務	平成2年 8月8日	50	5.00	

(注) 1. ㈱あきぎんリサーチ＆コンサルティングは、平成27年6月26日に設立しており、当事業年度より子会社としております。
2. ㈱秋銀ビジネスサービスは、平成27年3月31日をもって解散し、平成27年7月28日に清算結了しております。
3. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1　地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

2　地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

3　地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4　株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。

5　株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

6　株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

7　株式会社りそな銀行、株式会社サークルＫサンクスおよび株式会社ゼロネットワークスとの提携（バンクタイムＡＴＭ）により、秋田県内のコンビニエンスストア等の店舗内に設置した、現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2　会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湊　屋　隆　夫	取締役頭取 (代表取締役)		
新　谷　明　弘	専務取締役 (代表取締役)　秘書室、経営企画部、コンプライアンス統括部および監査部担当		
東海林　利　夫	専務取締役　経営管理部、証券国際部、市場運用部および東京事務所担当		
佐々木　利　幸	常務取締役　事務本部長 事務本部および審査部担当		
高　田　眞　千	常務取締役　営業本部長 営業本部担当		
小　野　秀　人	取締役　執行役員経営管理部長		
工　藤　孝　徳	取締役　執行役員審査部長兼企業経営支援室長		
木　村　　仁	取締役　執行役員営業副本部長		
渡　邉　靖　彦	取締役　（社外）	秋田中央交通株式会社 代表取締役社長 秋田中央トランスポート 株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所名誉会頭	
豊　口　祐　一	取締役　（社外）	豊口法律事務所所長	
諸　橋　正　弘	取締役　（社外）		
佐　藤　隆　夫	常勤監査役		
大　渕　宏　見	常勤監査役		
西　村　紀一郎	監査役　（社外）	株式会社山二 代表取締役社長 山二施設工業株式会社 代表取締役 山二建設資材株式会社 代表取締役	
北　嶋　　正	監査役　（社外）	株式会社イヤタカ 代表取締役社長 株式会社プロデュース・プロ 代表取締役会長	

（注）1. 取締役渡邉靖彦氏、豊口祐一氏および諸橋正弘氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役西村紀一郎および北嶋正の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役豊口祐一および諸橋正弘の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

当行の役員報酬は、株主総会決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で、役名・在任期間をもとに、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定しております。

（単位：百万円）

区　　分	支 給 人 数	報　　酬　　等
取　　締　　役	13名	157　(33)
監　　査　　役	4名	38
計	17名	195　(33)

（注）1. 上記の取締役の報酬等の金額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額20百万円および株式報酬型ストック・オプション報酬額13百万円を含めており、それらを（ ）内書きしております。また、上記取締役および監査役の支給人数および報酬等の金額には、平成27年６月26日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名分を含めております。
2. 平成18年６月29日開催の第103期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、取締役が年額173百万円、監査役が年額50百万円であります。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、平成21年６月26日開催の第106期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、年額30百万円であります。
3. 上記のほか、使用人を兼ねている取締役に対して使用人としての報酬35百万円を支給しております。
4. 平成27年６月26日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名に対し、役員退職慰労金15百万円を支給しております。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である渡邉靖彦氏、豊口祐一氏および諸橋正弘氏、ならびに社外監査役である西村紀一郎および北嶋正の両氏と、同法第425条第１項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

3　社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
渡　邉　靖　彦	秋田中央交通株式会社代表取締役社長 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所名誉会頭
豊　口　祐　一	豊口法律事務所所長
諸　橋　正　弘	該当ありません。
西　村　紀一郎	株式会社山二代表取締役社長 山二施設工業株式会社代表取締役 山二建設資材株式会社代表取締役
北　嶋　　正	株式会社イヤタカ代表取締役社長 株式会社プロデュース・プロ代表取締役会長

（注）1.「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。
2.　上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役　渡邉　靖彦	14年９か月	当期開催の取締役会14回中12回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
取締役　豊口　祐一	１年９か月	当期開催の取締役会14回全てに出席	弁護士としての立場から発言を行っております。
取締役　諸橋　正弘	９か月	就任後開催の取締役会11回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っております。
監査役　西村紀一郎	３年９か月	当期開催の取締役会14回中12回出席、監査役会19回中17回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
監査役　北嶋　　正	１年９か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査役会19回全てに出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	５名	13（1）	―

(注) 上記の報酬等の金額には、当事業年度の社外取締役に対する役員賞与引当金繰入額１百万円を含めており、それを（　）内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4　当行の株式に関する事項

(1) 株　　式　　数　　発行可能株式総数　　687,455千株
発行済株式の総数　　183,936千株

（注）　株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　9,837名

(3) 大　　株　　主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	8,046千株	4.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,644	3.64
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,492	3.55
日本生命保険相互会社	6,251	3.42
秋田銀行職員持株会	5,668	3.10
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人シティバンク銀行株式会社）	4,443	2.43
住友生命保険相互会社	3,447	1.88
東京海上日動火災保険株式会社	3,321	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,973	1.62
清水建設株式会社	2,621	1.43

（注）1.　持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2.　持株比率は自己株式（1,438,765株）を控除して算出しており、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得状況)

平成27年８月24日開催の取締役会において決議した自己株式の取得について、同決議に基づき取得した自己株式の当期の取得状況は以下のとおりであります。

a　取得した株式の総数
　2,876,000株

b　株式の取得価額の総額
　942,690,000円

(参考)

上記取締役会での決議内容

取得する株式の種類
　当行普通株式

取得する株式の総数
　3,000,000株（上限）

株式の取得価額の総額
　1,140,000,000円（上限）

取得する期間
　平成27年８月25日から平成27年10月16日

(従業員持株会信託型ＥＳＯＰ)

当行は、平成23年３月22日開催の取締役会決議に基づき、当行従業員持株会を活用し、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」を導入しておりましたが、信託が保有する自社の株式をすべて売却し、平成27年10月をもって終了いたしました。

5　当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 （社外役員を除く）	①　名称 株式会社秋田銀行第１回新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成21年７月31日 ③　新株予約権の数 127個 ④　目的となる株式の種類および数 普通株式12,700株 ⑤　新株予約権の行使期間 平成21年８月１日から平成51年７月31日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	３名
	①　名称 株式会社秋田銀行第２回新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成22年７月30日 ③　新株予約権の数 165個 ④　目的となる株式の種類および数 普通株式16,500株 ⑤　新株予約権の行使期間 平成22年７月31日から平成52年７月30日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	３名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 （社外役員を除く）	①　名称 株式会社秋田銀行第３回新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成23年７月29日 ③　新株予約権の数 260個 ④　目的となる株式の種類および数 普通株式26,000株 ⑤　新株予約権の行使期間 平成23年７月30日から平成53年７月29日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	３名
	①　名称 株式会社秋田銀行第４回新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成24年７月31日 ③　新株予約権の数 268個 ④　目的となる株式の種類および数 普通株式26,800株 ⑤　新株予約権の行使期間 平成24年８月１日から平成54年７月31日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	３名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 （社外役員を除く）	①　名称 株式会社秋田銀行第５回新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成25年７月31日 ③　新株予約権の数 483個 ④　目的となる株式の種類および数 普通株式48,300株 ⑤　新株予約権の行使期間 平成25年８月１日から平成55年７月31日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	６名
	①　名称 株式会社秋田銀行第６回新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成26年７月31日 ③　新株予約権の数 425個 ④　目的となる株式の種類および数 普通株式42,500株 ⑤　新株予約権の行使期間 平成26年８月１日から平成56年７月31日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	７名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称 株式会社秋田銀行第７回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成27年７月31日 ③ 新株予約権の数 372個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式37,200株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成27年８月１日から平成57年７月31日まで ⑥ 権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	８名
社外取締役	―	―
監査役	―	―

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　根津　昌史 指定有限責任社員　髙橋　和典 指定有限責任社員　黒木　賢治	56	（注）1および2

（注）1. 監査役会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に係る事項

当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３か月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。なお、同監査法人は平成28年１月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、ガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の改革および監査現場の改革等の施策を実施しております。

3. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。

4. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により当該監査法人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、監査役会の決議により、当該監査法人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

8　業務の適正を確保する体制

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「当行の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制システム」という。）の整備について、以下のとおり定めております。

（1）当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a　取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。

b　取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。

c　コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・推進者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。

d　コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を３か月に１回以上、取締役会、監査役に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役は、その結果を取締役会へ報告する。

e　当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。この体制には、コンプライアンス相談窓口のほか、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる「あきぎんヘルプライン」も含む。

f　当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（2）当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会等の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a　当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。

b　リスク管理に関する統括部門として、経営企画部内にリスク統括室を設置する。

c　各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a　当行の長期的安定成長をはかるため、原則として３か年ごとに向こう３営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。

b　経営計画は取締役会において決定し、決定された経営計画は行内に周知する。

c　経営計画の進捗状況については、３か月に１回取締役会に対して報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告にもとづいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。

d　各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務執行体制を構築する。なお、効率的な業務体制構築にあたっては、職制および分掌規程にもとづき職務の分担を定める。

(5) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a　当行およびグループ各社における内部統制システムの構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。

b　当行の経営企画部を担当する取締役は、グループ会社の営業活動および経営状況について、３か月に１回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。

c　当行は、関連会社管理規程において、グループ各社の年度業務計画、業務実績、財務状況について、当行の経営企画部への定期的な報告を義務づける。また、当行は、当行の経営企画部担当取締役およびグループ各社の代表取締役が出席する関連会社定例会議を定期的に開催し、当該会議において、グループ各社の業務実績その他の重要な事象について報告を受ける。

d　当行のグループ各社の業務に係るリスクについては、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき、当行の経営企画部リスク統括室および関連部署が把握、管理する。また、当行の経営企画部リスク統括室は、グループ全体のリスク管理を統括部署として、必要に応じて、グループ各社に対する指導・助言を行い、適切なリスク管理態勢を整備・確立する。

e　当行は、グループ各社の自主性を尊重しつつ、合理的な範囲において当行における規定および体制をグループ各社に準拠させることなどにより、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

f　当行は、グループ各社に対し、法令遵守については当行に準じた運営を行うよう管理・指導し、コンプライアンス・マニュアルの整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・実施を促す。また、当行のコンプライアンス統括部は、グループ各社におけるコンプライアンス・プログラムの実施状況をモニタリングするとともに、グループ各社のコンプライアンス担当取締役に対して法令遵守に関する指導を行う。

g　当行の監査部は、グループ各社に対してコンプライアンス監査を含む内部監査を実施し、監査結果を監査部担当の取締役および監査役に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。

h　当行のコンプライアンス統括部および経営管理部に「あきぎんヘルプライン」窓口を設置し、グループ各社職員による法令違反の疑義ある行為等の通報を可能とし、通報を受けた窓口はただちに通報事項を所管する取締役に対して報告を行う。

i　前項の通報を行ったことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行およびグループ各社において周知徹底する。

j　当行およびグループ各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の意向を尊重し当行の職員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。

b　監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指示、命令する権限は監査役に委譲されたものとし、取締役の指示、命令は受けないものとする。

(7) 当行の取締役および使用人または子会社の取締役等および使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a　取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当行および当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス相談窓口」または「あきぎんヘルプライン」による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。

b　監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行およびグループ子会社において周知徹底する。

(8) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

a　当行は、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、監査の実効を担保すべく予算を措置する。

b　緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、監査役は事後的に当行に請求することができることとし、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要であると認める場合には、当行はこれを速やかに支払う。

(9) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a　監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行う。

b　監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。

c　監査役は、重要な意思決定や取締役の職務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。

9　内部統制システムの運用状況の概要

当行および子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムの当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会において決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、情報事故防止態勢の強化等の重点的プログラムをはじめとする、コンプライアンスの充実・強化に向けた施策に取り組みました。また、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やコンプライアンス・モニタリングの結果等をコンプライアンス関連報告として四半期ごとに取締役会へ報告しました。

(2) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

年度ごとに策定するリスク管理計画のもと、リスクの状況（リスク量のモニタリング結果等）を四半期ごとに取締役会に報告しました。また、ＡＬＭ委員会をはじめとする各種委員会を開催し、その結果を定期的に取締役会に報告しました。

(3) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会より委任を受けた事項を協議・決定する機関である「常務会」を76回開催し、権限委譲された事項を決定しました。また、効率的な業務態勢を構築し、経営計画で掲げた方針を実現するため、「営業統括部」への予算業務の集約等を含む本部組織の改正を実施しました。

(4) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社管理規程に基づき、関連会社定例会議を毎年１月と７月に開催するなど、グループ各社の状況を把握、管理しております。また、グループ各社の業況は、四半期ごとに取締役会に報告しました。

(5) 当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役が常務会に出席し、非常勤を含むすべての監査役が取締役会に出席したほか、「監査役と代表取締役との意見交換」を年２回実施しました。また、監査役は随時、役職員に必要な情報を求めることが可能であり、役職員は監査役からの依頼に対して適切に対応しております。

10　特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

11　親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

12　会計参与に関する事項

該当事項はありません。

13　その他

該当事項はありません。

第113期末（平成28年３月31日現在）　貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**299,655**	**預金**	**2,425,513**
現金	31,283	当座預金	115,695
預け金	268,371	普通預金	1,137,182
コールローン	**5,488**	貯蓄預金	39,330
買入金銭債権	**6,868**	通知預金	10,502
商品有価証券	**369**	定期預金	1,084,302
商品国債	369	定期積金	14
金銭の信託	**987**	その他の預金	38,484
有価証券	**1,039,237**	**譲渡性預金**	**145,278**
国債	356,651	**コールマネー**	**14,873**
地方債	47,942	**債券貸借取引受入担保金**	**142,430**
社債	337,971	**借用金**	**45,200**
株式	54,065	借入金	45,200
その他の証券	242,607	**外国為替**	**39**
貸出金	**1,603,275**	売渡外国為替	26
割引手形	5,547	未払外国為替	12
手形貸付	51,459	**その他負債**	**11,435**
証書貸付	1,385,174	未決済為替	114
当座貸越	161,094	未払法人税等	592
外国為替	**1,803**	未払費用	2,154
外国他店預け	1,803	前受収益	698
外国為替買入	0	給付補填備金	0
その他資産	**8,777**	先物取引差金勘定	43
前払費用	2	金融派生商品	463
未収収益	2,416	リース債務	122
先物取引差金勘定	294	その他の負債	7,244
金融派生商品	509	**役員賞与引当金**	**20**
その他の資産	5,553	**退職給付引当金**	**6,986**
有形固定資産	**20,577**	**睡眠預金払戻損失引当金**	**573**
建物	7,936	**偶発損失引当金**	**599**
土地	10,867	**繰延税金負債**	**12,713**
リース資産	44	**再評価に係る繰延税金負債**	**1,661**
建設仮勘定	14	**支払承諾**	**7,241**
その他の有形固定資産	1,714	**負債の部合計**	**2,814,564**
無形固定資産	**1,505**	**（純資産の部）**	
ソフトウェア	1,254	**資本金**	**14,100**
リース資産	71	**資本剰余金**	**6,268**
その他の無形固定資産	180	資本準備金	6,268
前払年金費用	**5,596**	**利益剰余金**	**109,803**
支払承諾見返	**7,241**	利益準備金	14,100
貸倒引当金	**△15,657**	その他利益剰余金	95,702
投資損失引当金	**△0**	固定資産圧縮積立金	213
		別途積立金	88,311
		繰越利益剰余金	7,178
		自己株式	**△454**
		株主資本合計	**129,718**
		その他有価証券評価差額金	**38,499**
		繰延ヘッジ損益	**△210**
		土地再評価差額金	**3,096**
		評価・換算差額等合計	**41,385**
		新株予約権	**57**
		純資産の部合計	**171,160**
資産の部合計	**2,985,725**	**負債及び純資産の部合計**	**2,985,725**

第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**51,079**
資金運用収益	**31,538**	
貸出金利息	19,024	
有価証券利息配当金	11,814	
コールローン利息	524	
買現先利息	0	
預け金利息	121	
金利スワップ受入利息	11	
その他の受入利息	41	
役務取引等収益	**5,996**	
受入為替手数料	1,778	
その他の役務収益	4,217	
その他業務収益	**11,877**	
外国為替売買益	383	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	11,493	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**1,667**	
貸倒引当金戻入益	121	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	979	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	565	
経常費用		**41,799**
資金調達費用	**3,106**	
預金利息	1,401	
譲渡性預金利息	114	
コールマネー利息	134	
債券貸借取引支払利息	187	
借用金利息	37	
金利スワップ支払利息	877	
その他の支払利息	352	
役務取引等費用	**2,762**	
支払為替手数料	284	
その他の役務費用	2,478	
その他業務費用	**11,249**	
国債等債券売却損	10,534	
国債等債券償還損	644	
国債等債券償却	69	
金融派生商品費用	0	
営業経費	**23,361**	
その他経常費用	**1,318**	
貸出金償却	10	
株式等売却損	892	
金銭の信託運用損	12	
その他の経常費用	403	
経常利益		**9,280**

（単位：百万円）

科目	金額	
特別利益		**7**
固定資産処分益	7	
特別損失		**196**
固定資産処分損	95	
減損損失	101	
税引前当期純利益		**9,091**
法人税、住民税及び事業税	**2,035**	
法人税等調整額	**639**	
法人税等合計		**2,674**
当期純利益		**6,416**

（平成28年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	299,761	預金	2,422,675
コールローン及び買入手形	5,488	譲渡性預金	141,578
買入金銭債権	6,868	コールマネー及び売渡手形	14,873
商品有価証券	369	債券貸借取引受入担保金	142,430
金銭の信託	987	借用金	48,461
有価証券	1,039,379	外国為替	39
貸出金	1,599,630	その他負債	15,962
外国為替	1,803	役員賞与引当金	20
その他資産	23,584	退職給付に係る負債	8,115
有形固定資産	20,822	役員退職慰労引当金	22
建物	7,945	睡眠預金払戻損失引当金	573
土地	10,867	偶発損失引当金	599
建設仮勘定	14	繰延税金負債	11,485
その他の有形固定資産	1,994	再評価に係る繰延税金負債	1,661
無形固定資産	1,530	支払承諾	7,241
ソフトウェア	1,321	負債の部合計	2,815,739
その他の無形固定資産	209	（純資産の部）	
退職給付に係る資産	2,484	資本金	14,100
繰延税金資産	154	資本剰余金	6,271
支払承諾見返	7,241	利益剰余金	112,797
貸倒引当金	△17,143	自己株式	△454
投資損失引当金	△0	株主資本合計	132,715
		その他有価証券評価差額金	38,549
		繰延ヘッジ損益	△210
		土地再評価差額金	3,096
		退職給付に係る調整累計額	△2,920
		その他の包括利益累計額合計	38,515
		新株予約権	57
		非支配株主持分	5,934
		純資産の部合計	177,221
資産の部合計	2,992,961	負債及び純資産の部合計	2,992,961

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**56,323**
資金運用収益	**31,491**	
貸出金利息	19,085	
有価証券利息配当金	11,685	
コールローン利息及び買入手形利息	524	
買現先利息	0	
預け金利息	136	
その他の受入利息	59	
役務取引等収益	**6,789**	
その他業務収益	**16,345**	
その他経常収益	**1,697**	
貸倒引当金戻入益	149	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	1,547	
経常費用		**46,485**
資金調達費用	**3,128**	
預金利息	1,401	
譲渡性預金利息	113	
コールマネー利息及び売渡手形利息	134	
債券貸借取引支払利息	187	
借用金利息	61	
その他の支払利息	1,230	
役務取引等費用	**2,353**	
その他業務費用	**15,379**	
営業経費	**24,123**	
その他経常費用	**1,501**	
その他の経常費用	1,501	
経常利益		**9,837**
特別利益		**7**
固定資産処分益	7	
特別損失		**196**
固定資産処分損	95	
減損損失	101	
税金等調整前当期純利益		**9,648**
法人税、住民税及び事業税	**2,262**	
法人税等調整額	**656**	
法人税等合計		**2,919**
当期純利益		**6,729**
非支配株主に帰属する当期純利益		**151**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,578**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社　秋田銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根　津　昌　史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　橋　和　典　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　黒　木　賢　治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社　秋田銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根　津　昌　史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　橋　和　典　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　黒　木　賢　治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通および情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに関する監査の実施基準」に準拠し、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

株式会社　秋田銀行　監査役会

監　査　役（常勤）	佐　藤　隆　夫	㊞
監　査　役（常勤）	大　渕　宏　見	㊞
監　査　役	西　村　紀一郎	㊞
監　査　役	北　嶋　　正	㊞

（注）監査役 西村紀一郎および監査役 北嶋正は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

（以　上）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１　期末配当に関する事項

第113期の期末配当につきましては、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金３円50銭（前期末配当と比べ50銭増配）

総額638,741,859円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、１株につき金６円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年６月29日

２　別途積立金の積立に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	4,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	4,000,000,000円

第２号議案　取締役11名選任の件

現任の取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取　締　役　候　補　者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
1	湊屋　隆夫（みなとや　たかお） (昭和26年９月25日) 再任	昭和50年４月　当銀行入行 平成９年６月　同　本店営業部次長兼外国為替課長 平成11年２月　同　仙台支店長 平成13年６月　同　取締役審査部長兼企業経営支援室長 平成17年６月　同　取締役執行役員営業本部長兼営業支援部長 平成19年６月　同　常務取締役 平成21年６月　同　代表取締役専務 平成23年６月　同　代表取締役専務営業本部長 平成25年６月　同　代表取締役頭取（現任）	33,402株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、営業店長を務めたのち、取締役に就任し、審査部長、営業本部長等の要職を歴任しました。豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成21年６月に代表取締役専務に就任、平成25年６月からは代表取締役頭取として、当行の経営を担っております。これまでの経験および知見に基づき、当行の経営管理および業務執行の最高責任者として、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		
2	新谷　明弘（あらや　あきひろ） (昭和30年２月９日) 再任	昭和52年４月　当銀行入行 平成11年４月　同　人事部次長 平成14年３月　同　県庁支店長 平成17年６月　同　執行役員本店営業部長 平成19年６月　同　取締役執行役員経営企画部長兼広報室長 平成22年４月　同　取締役執行役員経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長 平成22年５月　同　常務取締役経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長 平成22年６月　同　常務取締役経営企画部長兼広報室長 平成23年６月　同　常務取締役事務本部長 平成25年６月　同　代表取締役専務（現任）	26,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、営業店長および本店営業部長を務めたのち、取締役に就任し、経営企画部長および経営管理、市場運用、証券国際部門の統括等の要職を歴任しました。豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成25年６月から代表取締役専務に就任し、経営を担っております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
3	東海林 利夫 (しょうじ としお) (昭和30年1月5日) 再任	昭和52年４月　当銀行入行 平成12年３月　同　営業統括部次長 平成14年３月　同　横手支店長 平成17年６月　同　県庁支店長 平成19年６月　同　執行役員経営管理部長 平成21年６月　同　取締役執行役員経営管理部長 平成22年６月　同　取締役執行役員審査部長兼企業経営支援室長 平成23年６月　同　常務取締役 平成25年６月　同　常務取締役事務本部長 平成27年６月　同　専務取締役（現任）	18,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、複数の営業店長を務めたのち、取締役に就任し、経営管理部長、審査部長等の要職を歴任しました。豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成27年６月から専務取締役に就任、人事部門、市場運用部門等の統括として経営を担っております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		
4	佐々木 利幸 (ささき としゆき) (昭和34年5月16日) 再任	昭和57年４月　当銀行入行 平成12年３月　同　営業統括部部長代理 平成16年３月　同　秋田支店長 平成18年６月　同　郡山支店長 平成21年６月　同　東京支店長兼東京事務所長 平成23年６月　同　執行役員本店営業部長 平成25年６月　同　取締役執行役員本店営業部長 平成26年６月　同　取締役執行役員経営企画部長兼広報ＣＳＲ室長 平成27年６月　同　常務取締役事務本部長（現任）	17,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、複数の営業店長を務めたのち、平成25年６月に取締役に就任し、本店営業部長、経営企画部長等の要職を歴任しました。豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成27年６月から常務取締役に就任、事務部門、審査部門等の統括として経営を担っております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当銀行
の 株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>高田　眞幸（たかだ　まさゆき）
（昭和33年10月24日）
再任</td><td>昭和57年４月　当銀行入行
平成19年３月　同　牛島支店長
平成21年６月　同　郡山支店長
平成23年６月　同　東京支店長兼東京事務所長
平成24年６月　同　執行役員東京支店長兼東京事務所長
平成25年６月　同　執行役員地区統括役員（雄平地区）
平成26年６月　同　取締役執行役員営業副本部長
平成27年６月　同　常務取締役営業本部長（現任）</td><td rowspan="2">17,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
候補者は、複数の営業店長および市場運用の管理者を務めたのち、平成26年６月取締役に就任し、営業部門の統括等の要職を歴任しました。豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成27年６月から常務取締役に就任、営業部門の統括として経営を担っております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>工藤　孝徳（くどう　たかのり）
（昭和36年１月22日）
再任</td><td>昭和58年４月　当銀行入行
平成17年４月　同　経営企画部次長
平成18年４月　同　新潟支店長
平成20年６月　同　証券国際部長
平成22年６月　同　証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長
平成23年６月　同　執行役員経営企画部長兼広報ＣＳＲ室長
平成25年６月　同　取締役執行役員営業副本部長兼地域サポート部長
平成26年６月　同　取締役執行役員審査部長兼企業経営支援室長（現任）</td><td rowspan="2">12,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
候補者は、営業店長のほか、証券国際部長および経営企画部長等の要職を歴任しました。本部および営業店の業務に精通し、その優れた実績と経験に基づき平成25年６月に取締役に就任、地域サポート部長および審査部長を歴任するなど高いリーダーシップを発揮しております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
7	木村（きむら） 仁（ひとし） (昭和34年5月15日) 再任	昭和57年 4 月　当銀行入行 平成16年 7 月　同　経営管理部部長代理 平成20年 4 月　同　二ツ井支店長 平成22年 6 月　同　横手支店長 平成24年 6 月　同　執行役員地区統括役員（雄平地区） 平成25年 6 月　同　執行役員大館支店長 平成26年 7 月　同　執行役員大館・比内エリア統括大館支店長 平成27年 6 月　同　取締役執行役員営業副本部長（現任）	7,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、複数の営業店長のほか、営業部門の地区統括等の要職を歴任しました。営業店および営業部門の管理者として、その優れた業績と経験に基づき平成27年６月に取締役に就任し、営業部門を統括する営業本部副本部長を務め高いリーダーシップを発揮しております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		
8	半田（はんだ） 直樹（なおき） (昭和35年１月29日) 新任	昭和57年 4 月　当銀行入行 平成14年 3 月　同　本店営業部得意先課長 平成17年 4 月　同　釧路支店長 平成20年 3 月　同　能代駅前支店長 平成22年 6 月　同　審査部次長 平成23年 6 月　同　証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長 平成26年 6 月　同　執行役員本店・八橋エリア統括本店営業部長（現任）	13,100株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、複数の営業店長のほか、証券国際部長を務めるなど、営業店業務と証券・国際業務を中心とする本部業務に精通しております。平成26年６月に執行役員に就任し、現在は本店営業部長として高いリーダーシップを発揮しております。今後は、これまでの経験および知見に基づき、取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
9	渡邉 靖彦 (昭和14年5月12日) 再任 社外取締役候補者	昭和48年５月　秋田中央交通株式会社代表取締役社長（現任） 昭和54年６月　株式会社秋田中央観光社（現　秋田中央交通株式会社）代表取締役会長 昭和54年12月　当銀行監査役 平成７年８月　秋田商工会議所副会頭 平成13年６月　当銀行取締役（現任） 平成16年10月　秋田中央トランスポート株式会社代表取締役社長 平成16年11月　秋田商工会議所会頭 平成22年９月　秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長（現任） 平成26年１月　秋田商工会議所名誉会頭（現任）	366,552株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、平成13年から当行社外取締役を務められております。長年にわたり県内を代表する企業の代表取締役社長を務められ、また秋田商工会議所会頭の要職を歴任されております。その豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的、公正かつ中立的な立場からの意見を取締役会に反映させることが期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものです。		
10	豊口 祐一 (昭和15年11月25日) 再任 社外取締役候補者 独立役員	昭和47年４月　弁護士登録 昭和48年８月　豊口法律事務所所長（現任） 昭和48年10月　秋田家裁・秋田簡裁調停委員 昭和62年７月　秋田県収用委員会会長 平成元年３月　秋田弁護士会会長 平成元年４月　日本弁護士連合会理事 平成元年５月　東北弁護士連合会副会長 平成17年６月　当銀行監査役 平成26年６月　当銀行取締役（現任）	15,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、平成26年から当行社外取締役を務められております。秋田県収用委員会会長、秋田弁護士会会長等の要職を歴任されるなど、弁護士としての専門的な知識と経験にとどまらず、幅広い見識を有しておられます。これまでの経験とその幅広い見識に基づき、独立した立場から客観的、公正かつ中立的な意見を取締役会に反映させることが期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
11	諸橋正弘（もろはしまさひろ） (昭和22年４月22日) 再任 社外取締役候補者 独立役員	昭和57年９月　秋田酒類製造株式会社入社 平成８年９月　同　常務取締役営業部長 平成13年８月　同　代表取締役社長 平成24年８月　同　非常勤取締役（現任） 平成27年６月　当銀行取締役（現任）	39,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、平成27年６月から当行社外取締役を務められております。長年にわたり県内を代表する企業の代表取締役社長を務められ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。その豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から客観的、公正かつ中立的な意見を取締役会に反映させることが期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものです。		

（注）1. 渡邉靖彦氏は、秋田中央交通株式会社の代表取締役であり、同社と当行との間には通常の金融取引があります。その他の取締役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。

2. 渡邉靖彦氏、豊口祐一氏および諸橋正弘氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

(1) 渡邉靖彦氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって15年となります。

(2) 豊口祐一氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって２年となります。

(3) 諸橋正弘氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって１年となります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

社外取締役候補者の渡邉靖彦氏、豊口祐一氏および諸橋正弘氏は、当行との間で責任限定契約を締結しており、再任された場合は同様の契約を継続する予定であります。

当行と社外取締役との間の責任限定契約の概要は次のとおりであります。

・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第４２５条第１項各号の定める額の合計額を限度とする。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 取締役候補者の当行における地位および担当につきましては、15頁も併せてご覧ください。

第３号議案　監査役４名選任の件

現任の監査役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監　査　役　候　補　者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
1	大渕宏見（おおぶちひろみ） （昭和32年２月３日） 再任	昭和54年４月　当銀行入行 平成11年６月　同　秘書室長 平成14年３月　同　河原町支店長 平成17年６月　同　横手支店長 平成19年４月　同　本荘支店長 平成22年６月　同　執行役員県庁支店長 平成24年６月　同　取締役執行役員経営管理部長 平成26年６月　同　監査役（現任）	27,400株
	《監査役候補者とした理由》 候補者は、複数の営業店長を務め、長年にわたる銀行業務の執行を通して銀行業務に精通しているほか、平成24年６月からは取締役執行役員として経営管理部長を務めるなど、取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしてきました。平成26年６月に監査役に就任し、これまでの業務経験および専門知識を監査活動に活かしております。引き続き、当行の監査・監督を公正かつ的確に遂行していくことが期待されることから、監査役として選任をお願いするものです。		
2	小野秀人（おのひでと） （昭和34年３月26日） 新任	昭和57年４月　当銀行入行 平成12年４月　同　人事部部長代理 平成16年４月　同　福島支店長 平成18年６月　同　土崎エリア統括土崎支店長 平成21年６月　同　仙台支店長 平成23年６月　同　執行役員事務統括部長 平成25年６月　同　取締役執行役員経営企画部長兼広報ＣＳＲ室長 平成26年６月　同　取締役執行役員経営管理部長（現任）	20,000株
	《監査役候補者とした理由》 候補者は、複数の営業店長のほか、事務統括部長の要職を歴任しました。平成25年６月からは取締役執行役員として、経営企画部長および経営管理部長を務めるなど、取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。今後は、これまでの業務経験および専門知識を監査活動に活かし、当行の監査・監督を公正かつ的確に遂行していくことが期待されることから、監査役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
3	西村 紀一郎 (昭和15年11月21日) 再任 社外監査役候補者	昭和38年４月　出光興産株式会社入社 昭和41年１月　株式会社山二入社 平成元年４月　同　代表取締役社長（現任） 平成９年２月　山二施設工業株式会社代表取締役（現任） 平成18年５月　山二建設資材株式会社代表取締役（現任） 平成24年６月　当銀行監査役（現任）	4,815株
	《監査役候補者とした理由》 候補者は、平成24年６月から当行社外監査役を務められております。長年にわたり県内を代表する企業の経営者として、豊富な経験と企業経営に対する幅広い見識を有しておられます。その企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、公正かつ的確な意見を当行取締役会および監査役会へ反映させていくことが期待されることから、社外監査役として選任をお願いするものです。		
4	北嶋 正 (昭和23年１月２日) 再任 社外監査役候補者	昭和49年10月　株式会社彌高会館（現　株式会社イヤタカ）設立に参画 平成２年３月　株式会社イヤタカ代表取締役社長（現任） 平成10年３月　株式会社プロデュース・プロ代表取締役 平成26年３月　株式会社プロデュース・プロ代表取締役会長（現任） 平成26年６月　当銀行監査役（現任）	16,502株
	《監査役候補者とした理由》 候補者は、平成26年６月から当行社外監査役を務められております。長年にわたり県内を代表する企業の経営者として、豊富な経験と企業経営に対する幅広い見識を有しておられます。その企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、公正かつ的確な意見を当行取締役会および監査役会へ反映させていくことが期待されることから、社外監査役として選任をお願いするものです。		

（注）1. 西村紀一郎氏は、株式会社山二、山二施設工業株式会社および山二建設資材株式会社の代表取締役であり、各社および同氏と当行との間には通常の金融取引があります。北嶋正氏は、株式会社イヤタカおよび株式会社プロデュース・プロの代表取締役であり、各社と当行との間には通常の金融取引があります。その他の監査役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。

2. 西村紀一郎および北嶋正の両氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

(1) 西村紀一郎氏は、現任の社外監査役であり、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年となります。

(2) 北嶋正氏は、現任の社外監査役であり、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。

4. 社外監査役候補者との責任限定契約について

当行は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

社外監査役候補者の西村紀一郎氏および北嶋正氏は、当行との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は同様の契約を継続する予定であります。

当行と社外監査役との間の責任限定契約の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第４２５条第１項各号の定める額の合計額を限度とする。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 監査役候補者の当行における地位および担当につきましては、15頁も併せてご覧ください。

（以　上）

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1　インターネットによる議決権行使について

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によってはご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成28年６月27日（月曜日）の午後５時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2　インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3　複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5　議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

＜インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ＞

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電　話　0120－173－027（フリーダイヤル）

受付時間　９：00～21：00

(以　上)

株主総会会場ご案内略図

会　場　秋田市山王三丁目２番１号
　　秋田銀行本店10階大会議室
電　話（０１８）８６３－１２１２（代表）

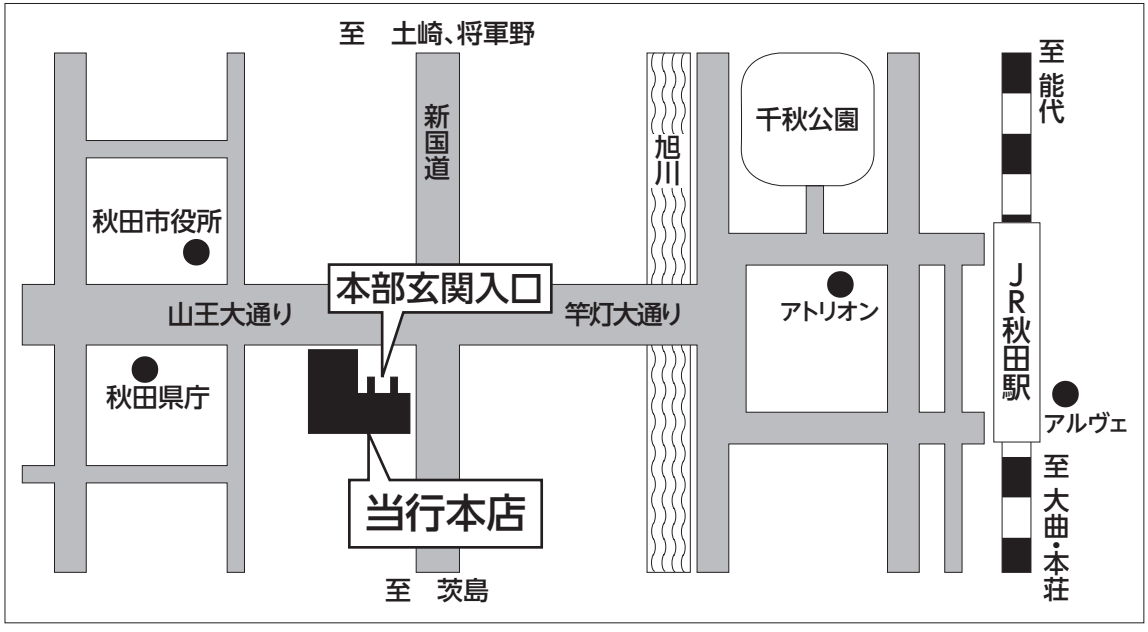

第113期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

株主資本等変動計算書
個別注記表
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

(平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで)

株式会社秋田銀行

第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	14,100	6,268	―	6,268
当期変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金の取崩				
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			73	73
自己株式の消却			△73	△73
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	14,100	6,268	―	6,268

（単位：百万円）

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	14,100	215	83,311	7,669	105,297	△593	125,073
当期変動額							
剰余金の配当				△1,102	△1,102		△1,102
固定資産圧縮積立金の取崩		△7		7			—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		4		△4			—
別途積立金の積立			5,000	△5,000			—
当期純利益				6,416	6,416		6,416
自己株式の取得						△950	△950
自己株式の処分						140	214
自己株式の消却				△874	△874	947	—
土地再評価差額金の取崩				66	66		66
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	△2	5,000	△491	4,506	138	4,644
当期末残高	14,100	213	88,311	7,178	109,803	△454	129,718

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	40,759	△2,113	3,075	41,721	62	166,857
当期変動額						
剰余金の配当						△1,102
固定資産圧縮積立金の取崩						—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加						—
別途積立金の積立						—
当期純利益						6,416
自己株式の取得						△950
自己株式の処分						214
自己株式の消却						—
土地再評価差額金の取崩						66
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,260	1,902	20	△336	△5	△341
当期変動額合計	△2,260	1,902	20	△336	△5	4,303
当期末残高	38,499	△210	3,096	41,385	57	171,160

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
   商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
（1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
（2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
   有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
   また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　　３年～50年
   その他　　３年～20年
（2）無形固定資産（リース資産を除く）
   無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
（3）リース資産
   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
   外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号 平成24年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先債権のうち担保等による保全額を控除した金額が一定額以上である債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者への債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年２月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項（4）及び事業分離等会計基準第57-４項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っておりましたが、信託が保有する自社の株式をすべて売却し、平成27年10月をもって終了いたしました。

(1) 取引の概要

当行は、平成23年３月22日開催の取締役会決議に基づき、当行従業員持株会を活用し、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ESOP」(以下、「本制度」という。)を導入いたしました。

本制度は、「秋田銀行職員持株会」(以下、「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当行が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」という。)を設定し、持株会信託は持株会が平成27年６月までの４年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。

その後、持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。持株会に対する当行株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当行は、持株会信託が当行株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当行株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当行が借入先銀行に対して残存債務を弁済することになります。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年３月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当行株式の年度期間中平均株式数は111千株であり、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

なお、年度末において、信託が保有する当行株式はありません。

(4) 信託の借入金に関する事項

年度末において、信託の借入金はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額1,147百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,783百万円、延滞債権額は38,957百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は該当ありません。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は442百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,184百万円であります。

   なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,547百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

   担保に供している資産

有価証券	224,422百万円
その他資産	51百万円

   担保資産に対応する債務

預金	12,148百万円
債券貸借取引受入担保金	142,430百万円
借用金	45,200百万円

   上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券48,098百万円を差し入れております。

   また、その他の資産には、保証金は337百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、542,054百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが521,724百万円あります。

　なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

　再評価を行った年月日　　平成12年３月31日

　同法律第３条第３項に定める再評価の方法

　　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

　　同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　5,565百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額32,779百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額2,044百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は790百万円であります。
13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額38百万円
14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電算機付属機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 関係会社に対する金銭債権総額5,022百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額6,583百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	186百万円
役務取引等に係る収益総額	16百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	7百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役務取引等に係る費用総額	440百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	184百万円

2. 「その他の経常費用」には、不良債権を一括売却したこと等による損失13百万円を含んでおります。

3. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産及び地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
秋田県内	営業店舗等	土地建物等３か所	76百万円
秋田県外	遊休資産	建物等　２か所	24
合　計			101
		(うち建物等	58)
		(うち土地	42)

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱秋田保証サービス	所有 直接 98.0%	役員の兼任	貸付金の被保証	—	—	290,117
				保証料の支払 (注)1、2	146	—	—
				被保証債務の履行による貸付金の回収	236	—	—

(注) 1　保証料については、一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。

2　保証料は、貸付金の債務者が同社に直接支払っているほか、一部のローンについては当行が支払っております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,129	2,896	3,587	1,438	（注）
合計	2,129	2,896	3,587	1,438	

（注）期首株式数のうち、持株会信託が保有する株式数は511千株であります。

増加株式数の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	2,876千株
単元未満株式の買取請求による増加	20千株

減少株式数の内訳は次のとおりであります。

自己株式の消却による減少	3,000千株
持株会信託による当行株式の売却にともなう減少	511千株
ストック・オプションの権利行使にともなう減少	76千株

年度末株式数のうち、持株会信託が保有する株式はありません。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	882
関連法人等株式	—
合計	882

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	47,595	24,913	22,681
	債券	735,001	712,391	22,610
	国債	356,651	341,385	15,265
	地方債	47,942	46,844	1,098
	短期社債	—	—	—
	社債	330,407	324,161	6,246
	その他	205,433	194,521	10,911
	小計	988,030	931,826	56,203
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	3,955	4,267	△312
	債券	7,563	7,585	△22
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,563	7,585	△22
	その他	39,344	40,460	△1,115
	小計	50,863	52,313	△1,450
合計		1,038,893	984,140	54,753

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	1,632
その他	1,237
合計	2,869

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,603	670	176
債券	161,597	10,038	41
国債	80,360	9,737	37
地方債	47,030	114	—
短期社債	—	—	—
社債	34,206	186	4
その他	34,996	1,283	763
合計	198,197	11,992	981

7. 減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は、69百万円（うち投資信託69百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、当事業年度末日における時価が取得原価に比べて30％以上下落している場合であります。減損処理は、当事業年度末日における時価が取得原価に比べ50％以上下落した銘柄についてはすべて実施し、時価の下落が30％以上50％未満の銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容などにより、個々に時価の回復可能性を判断し実施しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	987	―

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年３月31日現在）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,368百万円
退職給付引当金	2,132
減価償却限度超過額	297
有価証券	721
その他	1,542
繰延税金資産小計	9,062
評価性引当額	△3,587
繰延税金資産合計	5,475
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	93
その他有価証券評価差額金	16,251
退職給付信託設定益	1,813
その他	29
繰延税金負債合計	18,188
繰延税金負債の純額	12,713百万円

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1％から、平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5％となります。この税率変更により、繰延税金負債は686百万円減少し、その他有価証券評価差額金は852百万円増加し、繰延ヘッジ損益は４百万円減少し、法人税等調整額は161百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は87百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額937円56銭

１株当たりの当期純利益金額34円94銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額34円90銭

なお、以上の算定にあたっては、持株会信託が保有する当行株式数を、控除する自己株式数に含めております。その年度期間中平均株式数は111千株、年度末株式数はありません。

(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,100	6,271	108,129	△593	127,909
当期変動額					
剰余金の配当			△1,102		△1,102
親会社株主に帰属する当期純利益			6,578		6,578
自己株式の取得				△950	△950
自己株式の処分		73		140	214
自己株式の消却		△73	△874	947	―
土地再評価差額金の取崩			66		66
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	4,667	138	4,806
当期末残高	14,100	6,271	112,797	△454	132,715

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	40,802	△2,113	3,075	△1,061	40,702
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却					
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,252	1,902	20	△1,858	△2,187
当期変動額合計	△2,252	1,902	20	△1,858	△2,187
当期末残高	38,549	△210	3,096	△2,920	38,515

（単位：百万円）

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	62	5,770	174,444
当期変動額			
剰余金の配当			△1,102
親会社株主に帰属する当期純利益			6,578
自己株式の取得			△950
自己株式の処分			214
自己株式の消却			—
土地再評価差額金の取崩			66
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5	164	△2,028
当期変動額合計	△5	164	2,777
当期末残高	57	5,934	177,221

連結注記表

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　５社

会社名

株式会社 あきぎんリサーチ＆コンサルティング
株式会社 秋田保証サービス
株式会社 秋田グランドリース
株式会社 秋田ジェーシービーカード
株式会社 秋田国際カード

なお、株式会社あきぎんリサーチ＆コンサルティングは、設立により当連結会計年度から連結しております。

また、株式会社秋銀ビジネスサービスは、清算により除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等　１社

会社名

投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド２号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　１社

会社名

投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド２号

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日　5社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　３年～50年
その他　　３年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号 平成24年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先債権のうち担保等による保全額を控除した金額が一定額以上である債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者への債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年２月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項(4)、連結会計基準第44-５項(4)及び事業分離等会計基準第57-４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っておりましたが、信託が保有する自社の株式をすべて売却し、平成27年10月をもって終了いたしました。

（1）取引の概要

当行は、平成23年３月22日開催の取締役会決議に基づき、当行従業員持株会を活用し、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ESOP」（以下、「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度は、「秋田銀行職員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当行が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」という。）を設定し、持株会信託は持株会が平成27年６月までの４年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。

その後、持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。持株会に対する当行株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当行は、持株会信託が当行株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当行株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当行が借入先銀行に対して残存債務を弁済することになります。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年３月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当行株式の当連結会計年度期中平均株式数は111千株であり、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

なお、当連結会計年度末において、信託が保有する当行株式はありません。

(4) 信託の借入金に関する事項

当連結会計年度末において、信託の借入金はありません。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く。）　264百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,897百万円、延滞債権額は39,637百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は該当ありません。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は448百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,984百万円であります。

   なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,547百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

   担保に供している資産

有価証券	224,422百万円
その他資産	51百万円

   担保資産に対応する債務

預金	12,148百万円
債券貸借取引受入担保金	142,430百万円
借用金	45,200百万円

   上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券48,098百万円を差し入れております。

   また、その他資産には、保証金369百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、557,048百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが536,718百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成12年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額5,565百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額33,567百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額2,044百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は790百万円であります。
13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額38百万円
14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電算機付属機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	△25,908百万円
年金資産（時価）	20,278
連結貸借対照表計上額の純額	△5,630
退職給付に係る資産	2,484
退職給付に係る負債	△8,115

（連結損益計算書関係）

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却93百万円及び不良債権を一括売却したこと等による損失97百万円を含んでおります。

2. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産及び地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
秋田県内	営業店舗等	土地建物等３か所	76百万円
秋田県外	遊休資産	建物等　２か所	24
合　計			101
		（うち建物等	58）
		（うち土地	42）

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、連結される子会社及び子法人等は各社を１つの単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　　（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	186,936	―	3,000	183,936	（注）1
合計	186,936	―	3,000	183,936	
自己株式					
普通株式	2,129	2,896	3,587	1,438	（注）2
合計	2,129	2,896	3,587	1,438	

（注）1　発行済株式数の減少数の内訳は、次のとおりであります。
自己株式の消却による減少　3,000千株

2　期首株式数のうち、持株会信託が保有する株式数は511千株であります。
増加株式数の内訳は次のとおりであります。
取締役会決議による自己株式の取得による増加　2,876千株
単元未満株式の買取請求による増加　20千株
減少株式数の内訳は次のとおりであります。
自己株式の消却による減少　3,000千株
持株会信託による当行株式の売却にともなう減少　511千株
ストック・オプションの権利行使にともなう減少　76千株
期末株式数のうち、持株会信託が保有する株式はありません。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					57	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	554百万円	3.00円	平成27年3月31日	平成27年 6 月29日
平成27年11月11日取締役会	普通株式	548百万円	3.00円	平成27年9月30日	平成27年12月10日
合計		1,102百万円			

(注) 平成27年6月26日開催の定時株主総会において決議した配当金の総額には、持株会信託に対する配当金1百万円を含めておりません。これは、持株会信託が保有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 638百万円
② 1株当たり配当額 3.50円
③ 基準日 平成28年3月31日
④ 効力発生日 平成28年6月29日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。これらの事業を行うために、主に預金により資金調達し、主に貸出金及び有価証券により資金運用を行っております。銀行経営の健全性と適切性を確保するため、過度な収益追求やリスク回避に陥ることのないよう、資金運用及び資金調達については、収益とリスクのバランスをはかりながら適切なリスク管理を行っております。また、発生するリスクを回避するためにデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。

貸出金は、取引先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消滅して損失を被る、いわゆる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、利息配当金収入等により利益を得る目的及び業務提携等の政策目的で保有しているほか、一部の連結子会社では満期保有目的で債券を保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクのほか、金利、市場価格、為替相場などの変動により保有資産の価値が変動し損失を被る、いわゆる市場リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として預金であります。預金は、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を被る資金繰りリスクを有しているほか、市場環境の変化等の影響で、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被る、市場流動性リスクに晒されております。

当行が行っているデリバティブ取引は、金利スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引及び通貨オプション取引等であります。金利スワップ取引及び債券先物取引については、オンバランス取引の金利リスクのヘッジを目的としております。為替予約取引及び通貨オプション取引については、外貨建てオンバランス取引の為替リスクをヘッジすることを目的としております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「会計処理基準に関する事項」の「(13)重要なヘッジ会計の方法」を参照願います。

なお、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利リスクや為替リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行では、銀行経営の健全性と適切性を確保するため、直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリー（信用リスク、市場リスク等）ごとに評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と、比較・対照する自己管理型のリスク管理である「統合的リスク管理」を実施しており、金融商品に係るリスク管理もその範囲において体制を整備しております。「統合的リスク管理」では、年度ごとに自己資本の範囲内で各部門及びリスクカテゴリーごとに資本配賦を行い、ＶａＲなどの手法で計量化したリスク量と配賦資本の状況をモニタリングし、経営の健全性と自己資本の十分性を検証しているほか、定期的に取締役会等に報告を行い、状況に応じて適切にリスク量を制御しております。また、リスク量の制御に当たっては、経営の効率化と収益性の向上をはかっていくため、リスク・リターンを適正に評価するなど、収益性・効率性を考慮した管理に取り組んでおります。

① 信用リスクの管理

当行では、融資の基本方針や審査基準の概念を定めた「クレジット・ポリシー」、その具体的な内容等を定めた「信用リスク管理基準」のもと、特定業種、特定グループ等への集中排除や、連結子会社、政策投資等にかかる管理方針を定め、リスク管理の適正化をはかっております。また、事業融資先に対して信用格付制度を導入しており、これに基づいて信用リスクを定量化しているほか、融資プライシングの改善を進めております。さらに、信用リスクの大部分を占める貸出金については、審査管理部門と営業推進部門を分離し、営業推進部門の影響を受けない審査管理体制としており、審査・管理回収に特化した体制で資産の健全性の維持、向上に努めております。

② 市場リスクの管理

当行では、銀行全体の資産、負債等にかかる金利リスク量や市場関連取引にかかる金利・為替・株価についてのリスク量を定期的に「ＡＬＭ委員会」に報告する体制を敷き、管理体制の強化をはかっております。また、市場関連取引については、あらかじめ策定した年度の資金予算や統合的リスク管理で定められた配賦資本の範囲内で、効率的な資金運用、リスク・リターンの最適バランスをはかるよう努めているほか、運用部門（フロント業務）、事務部門（バック業務）、管理部門（ミドル業務）に分離し、相互牽制機能を働かせ、万が一の事務ミス、不正取引等の操作を防止する体制としております。

③ 流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクに対して、資金の運用残高・調達残高の予想、検証の精度を高めて資金ポジションの適切な管理を行うとともに、資金繰りに影響をおよぼす金融市場の情勢、その他社会情勢の把握・分析を行って流動性リスクの回避に努めております。さらに資金繰りの管理については、平常時・懸念時・危機時と状況に応じた管理体制に基づき、各々の局面において速やかに対応できる体制としております。

④ デリバティブ取引に係るリスク管理

金利スワップ取引については、ヘッジ取引の必要性等、ＡＬＭ委員会において十分に検討し、運用しております。

債券先物取引については、年度有価証券運用方針等に運用枠や損失限度を定め、定期的な運用状況モニタリングなど市場リスク管理部門による牽制の下で運用を行っております。

為替予約取引及び通貨オプション取引については、個別取引による管理のほか、オンバランス・オフバランスを合わせた当行全体の総合持高を把握し、管理しております。

⑤ 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」中のその他有価証券に分類される債券、「預金」、「譲渡性預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、ＶａＲにより経済的価値の増減額を算定し、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。

ＶａＲによる当該影響額の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を区分し、期間ごとの金利変動幅を用いたうえで、分散共分散法（保有期間40日、信頼区間99%、観測期間５年）により行っております。平成28年３月31日現在で当行グループ全体における金利リスク量（経済的価値の減少額の推計値）は1,662百万円であります。

なお、ＶａＲ算定における要求払預金の金利期日につきましては、内部モデルにより実質的な期日を推計したうえで所定の期間に振分けを行っております。

また、当行グループでは、市場価格のある金融商品に関して、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施し、使用する計測モデルが十分な精度により金利リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での金利リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	299,761	299,761	―
(2) コールローン及び買入手形	5,488	5,488	―
(3) 買入金銭債権	6,868	6,868	―
(4) 有価証券（＊1）			
満期保有目的の債券	597	632	35
その他有価証券	1,035,537	1,035,537	―
(5) 貸出金	1,599,630		
貸倒引当金（＊1）	△15,623		
	1,584,006	1,628,241	44,235
資産計	2,932,259	2,976,529	44,270
(1) 預金	2,422,675	2,423,119	444
(2) 譲渡性預金	141,578	141,592	13
(3) コールマネー及び売渡手形	14,873	14,873	―
(4) 債券貸借取引受入担保金	142,430	142,430	―
(5) 借用金	48,461	48,461	―
負債計	2,770,018	2,770,476	458
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	98	98	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(19)	(19)	―
デリバティブ取引計	79	79	―

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が１年以内と短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（概ね３か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、長期の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。長期の信託受益権以外については、約定期間が短期間（概ね６か月以内）であり時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債は、内部格付別、期間別に区分し、信用リスク相当額控除後の将来キャッシュ･フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、破綻懸念先に対する私募債については、帳簿価額から個別貸倒引当金相当額を控除した後の価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類別、内部格付別、期間別に区分し、信用リスク相当額控除後のキャッシュ・フローを期間別の市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。

ただし、上記に関わらず、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、商品別、期間別に区分し、将来のキャッシュ･フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いて割り引いて現在価値を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（概ね３か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間（概ね３か月以内）であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものは、連結貸借対照表計上額及び時価に重要性がないため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション等）、債券関連取引（債券先物取引等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）（＊２）	1,740
組合出資金（＊３）	1,226
その他（＊４）	11
合　計	2,978

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、減損処理の対象となる非上場株式はありません。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（＊４）その他は、非上場の外国株式等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預け金	268,477	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	5,488	—	—	—	—	—
買入金銭債権	3,195	—	1,931	—	—	1,741
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	597	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	129,927	207,504	253,461	164,347	107,221	95,797
貸出金（*）	144,117	165,412	236,612	167,882	250,602	434,673
合　計	551,205	372,916	492,602	332,230	357,823	532,213

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない39,234百万円、期間の定めのないもの161,094百万円は含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預金（*）	2,263,440	42,610	7,258	—	—	—
譲渡性預金	141,578	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	14,873	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	142,430	—	—	—	—	—
借用金	46,324	1,506	534	40	55	—
合　計	2,608,647	44,117	7,793	40	55	—

（*）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。なお、積立定期預金109,365百万円は含めておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	597	632	35
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	597	632	35
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		597	632	35

3. その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	47,595	24,913	22,681
	債券	735,001	712,391	22,610
	国債	356,651	341,385	15,265
	地方債	47,942	46,844	1,098
	短期社債	—	—	—
	社債	330,407	324,161	6,246
	その他	205,751	194,562	11,189
	小計	988,348	931,866	56,481
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,955	4,267	△312
	債券	7,563	7,585	△22
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,563	7,585	△22
	その他	39,344	40,460	△1,115
	小計	50,863	52,313	△1,450
合計		1,039,212	984,180	55,031

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,603	670	176
債券	161,597	10,038	41
国債	80,360	9,737	37
地方債	47,030	114	—
短期社債	—	—	—
社債	34,206	186	4
その他	34,996	1,283	763
合計	198,197	11,992	981

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	987	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）
   該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年３月31日現在）
   該当事項はありません。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1％から、平成28年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7％に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.5％となります。この税率変更により、繰延税金資産は22百万円減少し、繰延税金負債は694百万円減少し、その他有価証券評価差額金は863百万円増加し、繰延ヘッジ損益は４百万円減少し、法人税等調整額は187百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は87百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額938円25銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額35円82銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額35円78銭

なお、以上の算定にあたっては、持株会信託が保有する当行株式数を、控除する自己株式数に含めております。その当連結会計年度期中平均株式数は111千株、当連結会計年度末株式数はありません。

（ストック・オプション等関係）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費　13百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役 9名	当行常勤取締役 10名	当行常勤取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 42,200株	普通株式 52,300株	普通株式 68,500株
付与日	平成21年7月31日	平成22年7月30日	平成23年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成21年8月1日から平成51年7月31日まで	平成22年7月31日から平成52年7月30日まで	平成23年7月30日から平成53年7月29日まで

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役 ８名	当行常勤取締役 ９名	当行常勤取締役 ９名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 65,600株	普通株式 71,600株	普通株式 57,100株
付与日	平成24年７月31日	平成25年７月31日	平成26年７月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成24年８月１日から平成54年７月31日まで	平成25年８月１日から平成55年７月31日まで	平成26年８月１日から平成56年７月31日まで

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役 ８名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 37,200株
付与日	平成27年７月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成27年８月１日から平成57年７月31日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック･オプションの規模及びその変動状況

① ストック･オプションの数

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利確定前					
前連結会計年度末	17,300株	24,900株	40,800株	41,900株	66,900株
付与	―	―	―	―	―
失効	―	―	―	―	―
権利確定	4,600株	8,400株	14,800株	15,100株	18,600株
未確定残	12,700株	16,500株	26,000株	26,800株	48,300株
権利確定後					
前連結会計年度末	―	―	―	―	―
権利確定	4,600株	8,400株	14,800株	15,100株	18,600株
権利行使	4,600株	8,400株	14,800株	15,100株	18,600株
失効	―	―	―	―	―
未行使残	―	―	―	―	―

	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利確定前		
前連結会計年度末	57,100株	―
付与	―	37,200株
失効	―	―
権利確定	14,600株	―
未確定残	42,500株	37,200株
権利確定後		
前連結会計年度末	―	―
権利確定	14,600株	―
権利行使	14,600株	―
失効	―	―
未行使残	―	―

② 単価情報

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使時平均株価	1株当たり387円	1株当たり387円	1株当たり387円	1株当たり387円	1株当たり387円
付与日における公正な評価単価	1株当たり334円	1株当たり268円	1株当たり222円	1株当たり209円	1株当たり244円

	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円
行使時平均株価	1株当たり387円	―
付与日における公正な評価単価	1株当たり277円	1株当たり364円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　　配当修正型ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性　　(注) 1	28.7%
予想残存期間　　(注) 2	2.8年
予想配当率　　(注) 3	1.57%
無リスク利子率　(注) 4	0.01%

(注) 1　予想残存期間に対応する過去期間（平成24年10月８日から平成27年７月27日まで）の株価実績

2　取締役の地位喪失までの予想平均

3　直近年間配当額６円／割当日株価

4　予想残存期間に対応する分離元本国債のスポットレート（日本証券業協会発表）を線形補間

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。